

# 令和6年度 学校いじめ防止基本方針

土浦市立土浦第二小学校

## 1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念

### (1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条参考)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 基本理念 (いじめ防止対策推進法第3条参考)

いじめの防止等については、全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行われなければならない。また、いじめの防止等については、いじめを受けた児童等の生命や身体を保護することが特に重要であることから、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### (3) 保護者の責務 (いじめ防止対策推進法第9条参考)

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対して規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

## 2 いじめ未然防止のための取り組み

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、いじめ未然防止に取り組む。そのために、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

### (1) 教職員の協力協働体制

教職員が共通理解を図り、温かい学級経営や教育活動をチーム学校として展開していく。そのために、毎週の終会での生徒指導の共通理解や生徒指導部会資料での情報共有を図り、「報告・連絡・相談・確認」を徹底していく。そして、様々な問題へ対応できる校内体制を構築するとともに、子供たちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

### (2) 校内研修体制

いじめの問題に取り組んでいくためには、「いじめとは何か」「どう対応すべきか」を関係者が常に問い直していくことが大切である。そこで、教職員全員が共通の目線でいじめ問題に取り組んでいけるように、教職員の研修の機会を設け、児童生徒の権利を理解したり、教職員一人一人がスキルや指導方法を身に付けたりすることができるようにしていく。

### (3) 学習活動や学級活動、学年・学校行事を通しての自己存在感の感受

授業や学校・学年行事、縦割り班活動などの様々な場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合うことができるようにする。その中で、「自分も一人の人間として大切にされている」「人の役にたった」という自己存在感の実感や、教職員の子供たちへの温かい声かけにより、「認められた」という自己肯定感や自己有用感を高める。

### (4) 自己決定の場の提供

児童が自分達の考えを生かす教育活動を様々な場面で展開することで、「学校の主役は自分たち、自分たちの力で楽しい学校をつくらう」という気持ちをもたせ、自分を含めた学校の児童みんなを大切にしようとする心情を育てる。

### (5) 共感的人間関係の育成を重視した教育活動の充実

他者とかかわる生活体験や社会体験を多くもたせるために、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者とかかわる機会を増やしていき、他者の心の痛みや感情を共感的に受容できるようにする。

- |                   |         |        |
|-------------------|---------|--------|
| ・児童一人一人が活躍できる学習活動 | ・運動会    | ・委員会活動 |
| ・クラブ活動            | ・縦割り班活動 |        |

**(6) 安全・安心な風土の醸成**

担任は、児童の悩みや相談、訴えに親身になって耳を傾け、真剣に対応し、「この学級でいじめは絶対に許さない」という強い姿勢を絶えず示していく。このことで学級に「いじめを許さない雰囲気」を醸成し、児童が安心して授業や学校生活を送れるような風土を作り上げるように努める。

**(7) 道徳教育の充実**

道徳の授業を通して、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を防止する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものなので、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れることで、自分自身の生活や行動を省みさせ、いじめの抑止につなげる。

**(8) 児童の主体的な参加による活動**

児童会活動による自発的、自治的な活動で、いじめの防止を訴え、解決を図れるような集会や運動を実施する。

**(9) 笑顔で挨拶**

学級ごとのあいさつ運動などを通し、人間関係の基本であるあいさつを全校で重視し、活性化を図っていくことで、いじめの未然防止につなげる。

**(10) インターネットを通して行われるいじめに対する対策**

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他発信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめ防止のため、効果的に対処できるように必要な啓発活動として外部講師を招き、安全教室等を実施する。

また、家庭でのルール作り等、保護者との連携を図ると同時に、学活の授業等を通して、具体的な場面を児童に話し合わせる活動を計画的に実施する。

アンケートなどを通して、携帯電話等情報機器の使用状況について把握し、状況に応じて指導をする。

**3 いじめの早期発見のための取り組み**

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながるので、早期発見のために、日頃から教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努める。また、教職員が子供たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

そして、子供たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

- (1) 休み時間や昼休みの雑談等の機会に、子供たちの様子に目を配る。「子供がいるところには教職員がいる」ことを目指し、子供たちと共に過ごす機会を積極的に設ける。
- (2) 毎週木曜日の終会や職員会議等で各学年より児童理解についての報告をし、職員間の共通理解を図る。
- (3) 毎週生徒部会資料を作成し、共通理解を図ると共に、必ず記録を残し、学校全体で共有できるようにする。
- (4) 年間4回は生活アンケート(いじめに関する項目を含む)を記名式で実施する。また、児童の友達関係を知るため学年での情報交換を密にする。

	取 り 組 み 内 容
1 学期	家庭訪問、児童理解研修（前期） 生活アンケート：記名式（6月、9月） 二者面談、保護者との面談（夏季休業中）
2 学期	児童理解研修（後期） 生活アンケート：記名式（11月）二者面談 保護者との個別面談（12月） 生活アンケート：記名式（2月）

#### 4 いじめ対応の組織と実践

##### (1) いじめ対策委員会といじめへの対応

###### 「いじめ対策委員会」の組織

学校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、当該事案の担当職員、特別支援コーディネーター（場合によって SC 等）

###### いじめ情報

###### ① 情報収集

- 教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。
  - ・当事者双方、周りの子供から聴き取り、記録する。
  - ・個々に聴き取りを行う。
  - ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
  - ・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

###### ② 指導・支援体制

- 「いじめ対策委員会」で指導、支援体制を組む。  
（学級担任、養護教諭、生徒指導担当、管理職等で役割を分担）
  - ・指導のねらいを明確にする。
  - ・すべての教職員の共通理解を図る。
  - ・対応する教職員の役割分担を考える。
  - ・必要に応じて、教育委員会、関係機関との連携を図る。

###### ③ A：子供への指導・支援 B：保護者との連携 C：職員での共有

###### A：子供への指導・支援

- **いじめられた児童に対して**
  - ・事実確認とともに、児童の気持ちに寄り添い、共感することで心の安定を図る。
  - ・「最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを伝える。
  - ・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
  - ・いじめ終息後も担任による観察、記録、心のケア等を継続する。
- **いじめた児童に対して**
  - ・毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられた側の気持ちを認識させる。
  - ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の行為の背景にあるものにも目を向けて指導する。
  - ・心理的な孤立感、疎外感を与えない教育的配慮をしながら指導する。
- **いじめを見ていた児童に対して**
  - ・当事者だけの問題にとどめず、学級、学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
  - ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級、学年、学校全体に示す。
  - ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為や、傍観者でいることもいじめを肯定することになることを理解させる。
  - ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

## B：保護者と連携

### ● いじめられた児童の保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、事実を伝える。必要に応じて、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭での児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

### ● いじめた児童の保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図っていく思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

## C：職員での共有

### ● 児童情報に関して

- ・3ヶ月は全職員で様子を見守る。
- ・毎週の終会で全職員で確認を行う。

## (2) 重大事態発生時の対応

○ 重大事態について

※(1)の情報収集から判断する

### 重大事態の定義

- ア いじめにより児童生徒等の生命、身体または財産に重大な被害が生じる疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

〔「いじめ防止対策推進法」より〕

### 重大事態発生時の対応

- ① 重大事態（疑い含む）が発生した旨を、土浦市教育委員会に直ちに報告する。
- ② 土浦市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 5 いじめ対応のあり方

いじめについて年度末の生徒指導部会においてまとめをし、次年度に引き継ぎ、早期発見、再発防止に努める。

また、年度末を待たずにいじめ防止のために改善すべき点については、PDCAサイクルを常に考え、生徒指導部会を活用しながらよりよいいじめ防止の方策を探り改善していく。

「令和6年3月改訂」